

インターネット信用取引規定

(規定の趣旨)

第1条

- この規定は、お客様が内藤証券株式会社（以下「当社」といいます。）のインターネット経由での取引（以下「本サービス」といいます。）での信用取引を利用する上で特に必要となる取り決めです。
- 本サービスの信用取引規定に特段の定めがない事項は、当社のインターネット取引取扱規定によるものとします。

(本サービスでの信用取引口座開設の請求基準)

第2条

お客様が当社に対して、本サービスでの信用取引口座開設を請求されるときに基準となる条件は以下の通りとします。

- すでに本サービスに取引口座を開設していること
- お客様の年齢が当社の定める年齢の範囲内であること
- お客様の年収または金融資産が当社の定める基準以上であること
- 1年以上の株式投資の経験（他社での経験で可）があること
- 信用取引の仕組み、および内藤証券の信用取引ルールに同意していただけるお客様であること
- 「信用取引口座設定約諾書」、「Succe-s trade 信用取引に関する同意書」および当社が必要と定める書類を差し入れていただけること
- 取引報告書等の電子交付サービスをお申込みいただいていること、または同時にお申込みいただけること
- 常時連絡の取れるお客様であること

(信用取引口座開設の可否)

第3条

- 信用取引口座の開設の可否は当社が判定するものとします。
- 信用取引口座の開設ができない場合の理由は開示しないものとします。

(取引の種類)

第4条

お客様が本サービスを利用して信用取引注文を行える商品および取引の種類は、当社が定めるものとします。

(取引手数料)

第5条

- お客様が本サービスを利用して取引注文を行い、約定した場合、当社は所定の取引手数

料を申し受けます。

2. 本サービスでの取引手数料は、当社が定めるものとします。

(取扱銘柄)

第 6 条

お客様が本サービスを利用して信用取引注文を行える銘柄は、当社が定める銘柄とします。ただし、金融商品取引所・証券金融会社等の売買規制等により当社が定める銘柄は変更されることがあります。

(保証金)

第 7 条

本サービスで信用取引を行う場合の保証金の取扱いは以下の通りとします。

1. 最低保証金を 30 万円とします。
2. 当社がお客様の本サービス口座でお預りしている有価証券のうち、当社が代用適格であると認める有価証券はすべて代用有価証券として差し入れるものとします。
3. 当社でお預りしている現金はすべて保証金として差し入れるものとします。
4. 現金保証金と代用有価証券現金評価額の合計額が 30 万円を下回る場合、保証金の引出しまだ新規建玉はできないものとします。ただし、信用建玉のない場合の、保証金の引出しありはこの限りではありません。

(保証金預託率・最低維持率)

第 8 条

1. 保証金預託率、最低維持率の計算方法の細則は当社が定めます。
2. 本サービスでの信用取引の保証金預託率は 33% とします。委託保証金の維持率が 33% を下回っている場合、お客様による現金の出金、または新規建玉はできないものとします。
3. 本サービスでの信用取引の最低維持率は 30% とします。委託保証金の維持率が 30% を下回った場合、お客様は維持率が 30% を下回った日の翌々営業日の当社が定める時間までに当社からの請求の有無にかかわらず、維持率が 30% に戻るまでの追加保証金を差し入れるか、それに見合う建玉の反対売買による処分を行うものとします。
4. 委託保証金の維持率が 20% を下回った場合、お客様は維持率が 20% を下回った日の翌営業日の当社が定める時間までに当社からの請求の有無にかかわらず、維持率が 30% に戻るまでの追加保証金を差し入れるか、それに見合う建玉の反対売買による処分を行うものとします。
5. 委託保証金の維持率が 30% を下回った日を含め、3 営業日連続して終値を基にした値洗い終了後に 30% を回復しない場合、または委託保証金の維持率が 20% を下回った場合で翌営業日の当社が定める時間までに維持率が 30% に戻るまでの追加保証金を差し入れなかつた場合、当社はお客様に通知することなく、建玉を任意に処分することができるものとします。

6. 上記 5 項における弁済の結果残債務がある場合、お客様は当社に対して直ちに残債務の弁済を行うものとします。
7. 委託保証金維持率および最低維持率は金融商品取引所の規則等または当社独自の判断によって変更されることがあります。

(信用期日)

第 9 条

1. お客様は本サービスでの信用取引においては、信用期日の前営業日までに必ず反対売買または現引もしくは現渡により決済を行うものとします。
2. 信用建玉銘柄について、上場廃止・株式併合・株式分割・合併・株式交換・株式移転・会社分割等の措置がとられた場合、信用期日を当社が定める期日に変更できるものとします。ただし、合併比率・交換比率・移転比率等を考慮し、当社の判断において期日の変更・設定を行わない場合があります。
3. 上記第 2 項の他、お客様が次の各号の事由に該当していると判明した場合は、当社は返済期日を当社が定める日に変更できるものとします。
 - (1) お客様が海外に居住していることが判明した場合
 - (2) 当社がお客様と連絡が取れなくなったと判断した場合
 - (3) お客様が死亡した場合（認定死亡、失踪宣告があつた場合を含む）
 - (4) お客様が意思判断能力を失い回復の見込みがないと当社が認めた場合
4. お客様が期日前営業日までに反対売買または現引もしくは現渡を行わなかった場合、当社は期日当日にお客様に通知することなくお客様の口座において当該建玉を任意に反対売買するものとします。反対売買により決済ができない場合、お客様に通知することなくお客様の口座において当該建玉を任意に現引きもしくは現渡するものとします。
5. 決済の結果債務が発生した場合、お客様は当社に対してこれを弁済するものとします。

(取引残高報告書、担保同意書)

第 10 条

1. 取引残高報告書が交付されます。
2. 取引残高報告書については、書面による交付に代えて電子書面形式により提供されることがあります。
3. 担保の取扱いについては、包括再担保同意書を差し入れるものとします。

(債務不履行)

第 11 条

お客様が受渡日を過ぎても債務を履行しない時は、当社は年率 14.6%を上限とした遅延損害金を申し受けができるものとします。

(信用取引管理費)

第 12 条

当社は信用取引の建玉に対して、当社所定の信用取引管理費を徴収します。

(建玉の制限)

第 13 条

当社は本サービスにおいて、お客様口座の銘柄ごとの建玉限度額および口座ごとの建玉限度額を定められるものとします。

(信用取引金利)

第 14 条

信用取引に関する金利は、当社が定めるものとします。

(信用取引利用の禁止)

第 15 条

1. お客様がインターネット取引取扱規定、インターネット信用取引規定の各条項、または法令諸規則等に違反した場合、当社は直ちにお客様の信用取引の利用を禁止することができるものとします。
2. 上記 1 項の場合、お客様は当然に期限の利益を喪失します。
3. 上記 2 項の場合、当社はお客様に通知することなく、建玉を任意に処分することができるものとします。その結果残債務がある場合、お客様は当社に対して直ちに残債務の弁済を行うものとします。

(免責事項)

第 16 条

1. 当該信用取引に関してやむを得ない事由と当社が判断した場合、当社は信用取引に関するサービスの提供を中止又は内容を変更することがあります。この場合、そのためにお客様又は第三者に生じた一切の損害につき、当社はその責めを負わないものとします。
2. 信用取引に関するサービスの提供に関し、当社の重大な過失による場合を除き、お客様又は第三者に生じた一切の損害につき、当社はその責めを負わないものとします。
3. お客様の過失などにより生じた一切の損害につき、当社はその責めを負わないものとします。また、かかる場合において当社に生じた費用などはお客様が負担するものとします。

(規定の変更)

第 17 条

1. この規定は、法令の変更又は監督官庁の指示若しくは命令、その他必要が生じたと当社が判断する場合、改正されることがあります。
2. 改正の内容が、お客様の権利を制限し、又は新たな義務を課すこととなる場合には、その影響が軽微であると当社が判断する場合を除き、その内容を当社の定める方法で通知させていただきます。
3. 前項の通知又は掲載が行われた後、お客様から当社の定める所定の期日までにご異議のお申出がない場合は、本規定の改正にご同意いただいたものとさせていただきます。なお、本規定の改正にご同意頂けない場合は、当社はお客様の本サービスの

利用を制限することができるものとし、この場合に生じたお客様の損害については、当社は一切の責めを負わないものとします。

以 上
平成 29 年 12 月